

悪臭防止法の規定に基づく告示

文京区告示第百六十六号

平成十五年三月三十一日

文京区長 煙山 力

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条の規定に基づく悪臭の規制地域及び当該地域における法第四条の規定に基づく悪臭の規制基準を次のとおり定める。

なお、関係図面は、文京区資源環境部環境対策課において一般の縦覧に供する。

一 規制地域

文京区の全域

二 規制基準

(一) 法第四条第二項各号の規定により定める規制基準を運用する区域は、一に掲げる規制地域全域とし、次に掲げるところにより区分する。

ア 第一種区域 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域

イ 第二種区域 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(二) 法第四条第二項第一号の規定により定める規制基準は、別表第一のとおりとする。

(三) 法第四条第二項第二号の規定により定める規制基準は、(二)に定める規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第六条の二に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数とする。ただし、排出口の実高さが十五メートル以上であつて、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの二・五倍未満である施設にあつては別表第二のとおりとし、排出口の実高さが十五メートル未満の施設にあつては別表第三のとおりとする。

(四) 法第四条第二項第三号の規定により定める規制基準は、別表第四のとおりとする。

付 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

別表第一

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 十
第二種区域	臭気指数 十二

別表第二

区域の区分	規制基準
第一種区域	$q_v \parallel 275 \times H_{O_2}^2$
第二種区域	$q_v \parallel 436 \times H_{O_2}^2$

この式において、 q_v 及び H_{O_2} はそれぞれ次の値を表すものとする。
 q_v 排出ガスの臭気排出強度(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎分)
 H_{O_2} 排出口の実高さ(単位 メートル)

別表第三

一 排出口の口径が○、六メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 三十一
第二種区域	臭気指数 三十三

二 排出口の口径が○、六メートル以上○、九メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 二十五
第二種区域	臭気指数 二十七

三 排出口の口径が○、九メートル以上の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 二十二
第二種区域	臭気指数 二十四

別表第四

区域の区分	第一種区域	第二種区域
規制基準	臭気指数 二十六	臭気指数 二十八